

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

パナソニックEWエンジニアリング株式会社

法人番号 3120001089786（国土交通大臣許可 第014280号）

2 取引停止措置期間

3か月（令和7年8月6日～令和7年11月5日）

3 取引停止の理由

当該業者は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたことが確認された。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとし、令和7年1月31日付けで近畿地方整備局長より監督処分（指示処分及び22日間の営業停止処分）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第2第5号に該当するため。

令和7年8月6日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一